

様式第8号（第2条関係）

病院（診療所、助産所）開設許可（届出）事項変更届出書

令和6年7月1日

（あて先）静岡市保健所長

住所 静岡市駿河区谷田52番1号

開設者 氏名 静岡県公立大学法人 理事長 今井 康之

電話 054-264-5124

次のとおり開設許可（届出）事項を変更したので医療法施行令第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

病院（診療所、助産所）の名称	静岡県立大学臨床研究センター附属臨床研究施設		
開設の場所	静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学看護学部棟2階13214演習室	開設許可（届出）年月日及び番号	令和元年9月9日 静保医第1200590号
変更事項及び変更年月日	名称変更（旧及び新の施設名称） 旧：静岡県立大学附属臨床研究施設 新：静岡県立大学臨床研究センター附属臨床研究施設 令和6年7月1日		
変更理由	臨床研究センター設置のため		

（注）

- 1 建物及び敷地の変更の場合は、変更前及び変更後の平面図を添えてください。
- 2 管理者の変更の場合にあっては当該管理者の免許証の写し、臨床研修修了登録証の写し（医師にあっては平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者、歯科医師にあっては平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者に限る。）及び履歴書を、診療に従事する医師若しくは歯科医師、薬剤師又は業務に従事する助産師の変更の場合にあっては当該医師等の免許証の写し及び履歴書をそれぞれ添えてください。なお、診療に従事する医師又は歯科医師の変更の場合にあっては担当診療科名、診療日及び診療時間を、業務に従事する助産師の変更の場合にあっては勤務の日及び勤務時間をそれぞれ記入してください。
- 3 助産所の嘱託する医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師の変更の場合にあっては、当該嘱託医師に嘱託した旨の書類を、同条第2項の病院又は診療所の変更の場合にあっては、当該病院若しくは診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に嘱託を行った旨の書類をそれぞれ添付してください。
- 4 助産所の嘱託する医療法施行規則第15条の2第3項の病院若しくは診療所の変更の場合は、当該病院又は診療所に同項の規定による嘱託をした旨の書類を添付してください。